

各 部 局 長
各 機 構 長
各学内共同教育研究施設等の長 殿
事務局各部長

学 長

令和2年度大学入試センター試験（本試験・追試験）実施に伴う
試験当日の入棟制限等について（依頼）

大学入試センター試験は、下記のとおり全国一斉に行われるため、細心の注意をもって実施にあたる必要があります。そのため、入棟・入構制限時間を設け、その時間中の入試関係者（受験生、保護者、引率教員、入試業務に携わる教職員等）以外の入棟・入構を制限しますので、貴所属の学生及び教職員に周知くださるようお願いいたします。

なお、特に本試験の英語リスニングテスト（1月18日（土）17:10～18:10、再開テストを行う場合18:35～19:05）の実施にあたっては試験中の騒音防止に細心の注意が求められることから、より静穏な環境を保持するため、本学学生及び教職員のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【本試験】

(1) 本試験の実施日時

令和2年1月18日（土）9:30～18:10

[リスニング再開テストを行う場合：18:35～19:05]

令和2年1月19日（日）9:30～17:40

(2) 入棟・入構制限

入棟・入構制限時間	令和2年1月18日（土）7時00分～19時30分まで 令和2年1月19日（日）7時00分～19時00分まで
入構制限区域	①郡元キャンパス（附属小・中学校・幼稚園を除く） ②桜ヶ丘キャンパス（鹿児島大学病院の領域を除く） ③下荒田キャンパス（国際交流会館・外国人研究者宿泊施設の領域を除く）
教職員 (入試業務に携わらない者)	入棟・入構制限時間内に、入構制限区域内へ出入りする場合、職員証・名刺等本人を確認できるものの提示を求めることがあります。 (郡元キャンパス「共通教育棟」についても試験場となっているため、入棟の際は、職員証を携帯し、求めに応じ提示してください。)
学生	原則として、入棟・入構制限時間内に入構制限区域内への立ち入りを禁止します。ただし、やむなく実験・研究等のためその制限時間内に立入る必要がある場合、事前に所属学部長・研究科長の許可証を得るよう指導してください。 (試験当日は許可証を携帯させてください。)
弁当業者等	入棟・入構制限時間内に、入構制限区域内に立入る必要がある弁当業者等については、その必要性があり、事前に学部長・研究科長等の許可証を受けた場合のみ入構できるものとします。(試験当日は許可証を携帯させてください。)
一般住民	入構制限区域内への立ち入りを禁止する。

(3) 体育施設・課外活動施設

入棟・入構制限時間の体育施設（体育館、グラウンド及びテニスコート等）・課外活動施設は、使用不可とします。

(4) 試験時間帯の静穏な環境の保持

①教職員の自動車による通勤・学内移動の際は、受験者等に注意し徐行する。

②自転車・徒歩等で近辺を往来する場合でも、受験者・試験室に注意し、試験時間帯の静穏な環境を保持する。

【追試験】

(1) 追試験

- ・インフルエンザ等の広域的流行、地震による災害など一部地域に影響する事態により、本試験を受験できない者のため、従前の全国2か所に加え、危機管理の一環として各都道府県に1か所ずつ予備追試験場を設定することとなり、鹿児島県においては本学に予備追試験場を設定するものです。
- ・必ず本学で追試験を実施するものではありませんが、発生した不測の事態により、例年より大幅に追試験受験申請者の増加が見込まれ、通常の2か所の追試験場だけで収容できないことが想定された場合に本学で追試験を実施するものです。
- ・1月20日(月)に本学での実施の有無が判明します。

(2) 追試験の実施日時

令和2年1月25日(土) 9:30～18:10

[リスニング再開テストを行う場合: 18:35～19:05]

令和2年1月26日(日) 9:30～17:40

(3) 入棟・入構制限

入棟・入構制限時間	令和2年1月25日(土) 7:00～19:30まで 令和2年1月26日(日) 7:00～19:00まで
入構制限区域	郡元キャンパス(共通教育棟1・2号館、総合教育研究棟、稲盛アカデミー、学習交流プラザ、大学会館など) ※別紙「令和2年度大学入試センター試験(追試)の試験場警備について」参照
教職員 (入試業務に携わらない者)	入棟・入構制限時間内に、入構制限区域内に出入りする場合、職員証・名刺等本人を確認できるものの提示を求めることがあります。
学生	原則として、入棟・入構制限時間内に入構制限区域内への立ち入りを禁止します。ただし、やむなく実験・研究等のためその制限時間内に立入る必要がある場合、事前に所属学部長・研究科長の許可証を得るよう指導してください。(試験当日は許可証を携帯させてください。)
弁当業者等	入棟・入構制限時間内に、入構制限区域内に立ち入る必要がある弁当業者等については、その必要性があり、事前に学部長・研究科長等の許可証を受けた場合のみ入構できるものとします。(試験当日は許可証を携帯させてください。)
一般住民	入構制限区域内への立ち入りを禁止する。

(4) 郡元キャンパスにおける静穏な環境の保持

- ①郡元キャンパスのうち入構制限区域以外については特段入構を制限しませんが、追試験を実施することから、静穏な環境を阻害する活動を禁止します。
- ②別紙「令和2年度大学入試センター試験予備追試験場の警備について」のとおり入構制限区域に警備要員を配置しますので、当日立入制限区域周辺を通行する場合、警備要員の指示に従ってください。

(5) その他

万が一、1月25日(土)、26日(日)以降に追試験を実施する場合は、1月20日(月)以降改めて要請させていただきます。